

平成 23 年 2 月 7 日

手番払出日において過年度納付可能な期間の納付申立事案の調査結果の概要

年金記録確認中央第三者委員会事務室

1. 検討事項

本件調査に関する社労士アンケートの内容と、それを踏まえ、回復委員会においてコンセンサスが得られた検討の方向は、次のとおりである。

(1) 社労士アンケートの内容

回答番号	回 答 内 容
107	〈国民年金〉 ○国民年金手帳記号番号の払出日から過年度納付できる期間で以下の4つの条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過年度納付できる期間の一部の期間が納付済 ・払出日以降の国民年金加入期間に未納が無い ・払出日の年度の国民年金加入期間は現年度納付 ・払出（加入手続）後、まとめて納付した記憶が申立人にある。

(2) 回復委員会においてコンセンサスを得た検討の方向

事項	払出日が過年度納付できる期間であり、払出日以降未納がないなど一定の条件を満たす場合
内容	第三者委員会のあっせん事例分析の可否及び結果を踏まえて検討 (参考) 要請を受けて H22. 10. 19 に当室から回復委に提案した検討要件 <ul style="list-style-type: none"> ・申立期間は1つ、かつ、他に未納無し ・申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべては過年度納付可能である。 ・過年度納付できる期間の一部期間が納付済み

2. 調査対象事案の件数

平成 22 年 11 月 16 日現在において第三者委員会のサブシステムに登録されている事案のうち、次の条件のいずれにも該当する事案を抽出し、調査を実施した。

(抽出条件)

- ① 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、申立期間は1つ、かつ、他に未納が無いもの

〔 社労士アンケートの趣旨は、国民年金に遡って加入する手続をした頃に、当該遡って加入した過年度の申立期間を納付したことについて、蓋然性のある事案の記録回復をしようとするものである。このため、納付の申立て以外の申立てを除いている。 〕

② 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であるもの

国民年金の加入手続を行った時期は、手帳記号番号の払出日より、おおむねの推定がされる所であり、払出日を起点として、その頃納付したとすれば、納付可能な範囲（払出日において保険料徴収権が時効消滅していない期間をいう。）に申立期間の全てが属しているものに限定している。（払出日を起点に申立期間の一部が時効に該当する場合は、そのことが消極的な事情であるために第三者委員会においては慎重に判断されている。

③ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されているもの

払出日において過年度納付できる申立期間全てが未納と記録されているものを除いている。これは、過年度納付可能な期間の一部に納付実績が認められることによって、当該申立期間を過年度納付したとする申立人の主張の確からしさを下支えする肯定的な事情があるためである。

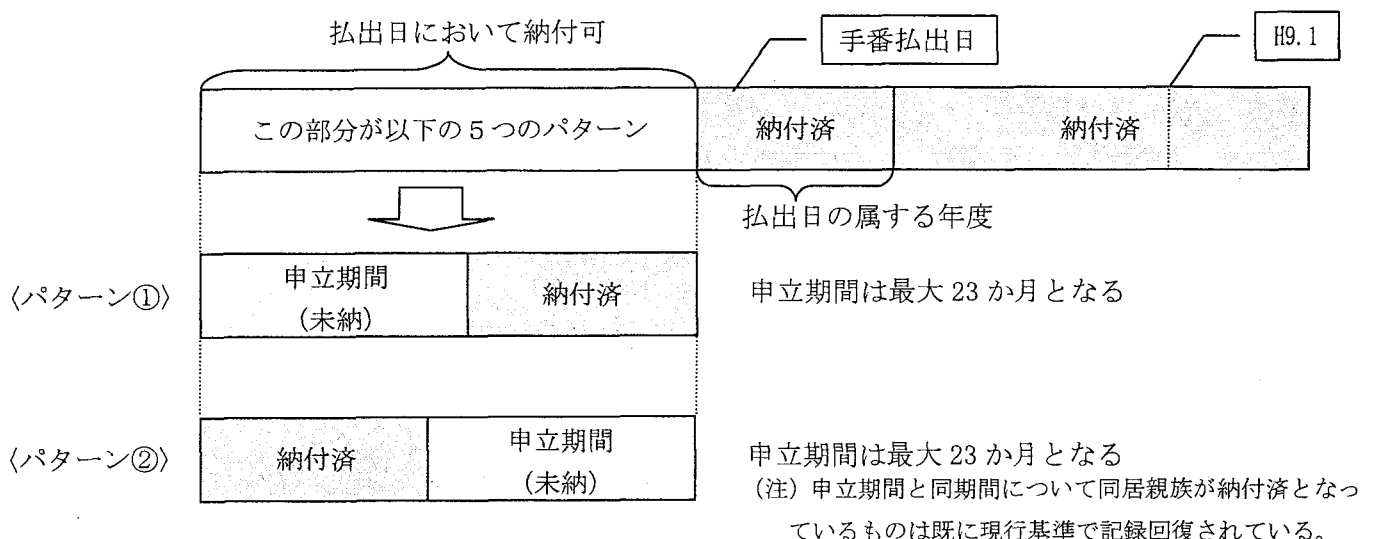
④ 申立期間が平成9年1月前であるもの

制定済みの回復基準同様、申立期間のいずれかに平成9年1月以降の期間が含まれる事案は除いている。
 なお、平成9年1月以降の期間を除外しているのは、旧社会保険庁における年金記録の管理方法のオンライン化（昭和60年3月）、基礎年金番号の導入による管理番号の一元化（平成9年1月）、保険料徴収事務の国への一元化（平成14年4月）により、記録管理の強化が図られたこと、近年の期間であり、金融機関の出金記録や税務関係資料等の様々な関連資料が残っている可能性が高いこと等の理由から、第三者委員会における審議においても、慎重に判断されているためである。

⑤ 既に制定されている回復基準に該当しないもの

現・過年度の納付を申し立てる事案については、平成21年12月に制定された回復基準によって、申立期間が1つ、かつ、2年以内であって、申立期間以外に未納が無く、申立期間の前後が納付済みと記録されており、申立期間と同期間について同居親族が納付済みとなっている場合は、既に記録回復されることになっていることから対象から除外している。

〈参考〉 上記抽出条件により抽出された該当事案のパターン分類



〈パターン③〉	納付済	厚年 ・共済	申立期間 (未納)		申立期間は最大 22 か月となる
〈パターン④〉	申立期間 (未納)	厚年 ・共済	納付済		申立期間は最大 22 か月となる
〈パターン⑤〉	申立期間 (未納)	納付済	厚年 ・共済	納付	申立期間は最大 21 か月となる

〈対象事案数〉

	総数	あつせん	非あつせん
H22. 11. 16 現在のサブシステム登録済事案	54, 419 件	18, 124 件	36, 295 件
対象事案数	96 件	94 件	2 件

3. 類型別状況

類型別に調査対象事案を見ると以下のとおりであった。

(1) 該当パターン別の事案件数の状況

	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤
あつせん事案	88 件 (6 か月)	1 件 (13 か月)	1 件 (10 か月)	2 件 (2 か月)	2 件 (1 か月)
非あつせん事案	2 件 (7 か月)	0 件	0 件	0 件	0 件

※カッコ内は、申立期間の長さの平均である。

(2) 払出年別の事案件数の状況

	～S40. 3	S40. 4～50. 3	S50. 4～60. 3	S60. 4～H8. 12	H9. 1～
あつせん事案	16 件	29 件	26 件	23 件	0 件
非あつせん事案	0 件	1 件	1 件	0 件	0 件

※年金記録管理の主な変遷

- ・ 40. 4～…旧台帳での管理（紙テープさん孔の実施、旧々台帳からの切替）
- ・ 50. 4～…新台帳での管理（旧台帳からの書替の完成）
- ・ 60. 4 …オンラインシステムによる管理（新台帳からの移行完成）
- ・ H9. 1～…基礎年金番号の導入

4. 非あっせん事案2件の主な判断理由

事案番号	主な判断理由（申立内容と周辺事情の相違点）
大阪 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人から提出された確定申告書（控）に記載されている社会保険料控除額は、申立期間の保険料額を除いた金額と一致している（未納付をうかがわせる資料有） ・ 国民年金の加入手続や保険料納付を夫婦一緒に行っていたとしているが、過年度納付の納付日が夫婦で異なっている（共同納付者の納付方法相違）
大阪 509	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が主張する加入手続時期と、手帳記号番号の払出時期が一致しない（加入手続時期相違） ・ 申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できる（共同納付者の納付方法相違） ・ 申立人は保険料納付に関与しておらず、納付に関する記憶が一切ない（申立人は納付に非関与）

5. 想定される回復基準とあっせん率状況

調査対象とした事案の抽出条件を回復基準案と仮定した場合のあっせん率状況は以下のとおりとなる。

（抽出条件）

- ・ 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、申立期間は1つ、かつ、他に未納が無いこと。
- ・ 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であること。
- ・ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されていること。
- ・ 申立期間が平成9年1月前のものであること。
- ・ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

◆上記要件によるあっせん率

事案件数	あっせん件数	あっせん率
96 件	94 件	97.9%



◆上記2の類型別状況に見られた非あっせん事案の状況を踏まえ、最大効が得られる要件を設定すると次のとおりとなる。(アンダーライン部分が追加した要件)

※〔 〕内は、要件の追加によって減少する事案数

(要件)

～積極的要件～

- ① 未納期間に対する保険料納付の申立てであって、申立期間は1つ、かつ、他に未納が無いこと。
- ② 申立期間は国民年金手帳記号番号の払出日前であり、当該払出日において申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であること。
- ③ 払出日において過年度納付できる期間のうち、一部の期間については、納付済みと記録されていること。
- ④ 申立内容において、申立人自身が申立期間の保険料を納付したとしていること。

〔あっせん△38件、非あっせん△1件(大阪509)〕

～消極的要件～

- ⑤ 納付の事実を否定する資料がないこと。
- 〔非あっせん△1件(大阪21)〕
- ⑥ 申立期間が平成9年1月以降のものではないこと。
 - ⑦ 既に制定されている回復基準に該当していないこと。

事案件数	あっせん件数	あっせん率
56件	56件	100.0%